

船橋市身体障害者福祉法嘱託医設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号。）第15条に基づき市長が行う事務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(設 置)

第2条 前条の目的を達するため、船橋市医師会の推薦を得た身体障害者福祉法嘱託医（以下「嘱託医」という。）4名を置く。

(職 務)

第3条 嘱託医は、身体障害者手帳の交付担当との連携に努め、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付及び再交付申請時における身体障害者診断書・意見書の専門的審査及び指導
- (2) その他専門的知識及び技術を必要とする事項についての職員への指導、助言

(任 用)

第4条 嘱託医は、前条の職務を行うために必要な専門的知識及び経験を有する医師とし、市長が委嘱する。

2 委嘱の期間は、1年以内とする。

(勤務条件)

第5条 嘱託医の勤務日は月2日程度とし、必要に応じ、市長が決定する。

2 嘱託医に支給する報償費は日額とし、予算の範囲内で市長が定める。

(遵守事項)

第6条 嘱託医は、身体障害者福祉法の規定に基づき適正な職務の遂行に努めなければならない。

2 嘱託医は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 嘱託医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(解 職)

第7条 市長は、嘱託医が次の各号に該当する場合には、解職することができる。

- (1) 職務の遂行に支障がある場合、又はこれに堪えない場合

(2) 前条の規定に違反した場合

(3) 嘱託医として、ふさわしくない非行があった場合

(公務災害補償等)

第8条 嘱託医の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。